

職人、最低賃銀ハ一カ八十銭トスルコト
 但シ社ノ年額ヲ終了シ後、倘相当ナル職人ニ限ル
 職人ニ許シテハ其ノ枚柄ニ依リ昇給セシムルコト
 今由ノ爭議、タノ臨時ニ雇入レタル職工ハ解決ト同時ニ使用
 ヲ止ムル事

一 要求條項ノ身十六才十七才ニ付テハ社長ノ誠意ニ一任スルコト
 一 社長ハ従業員ノ労働組合加入ノ自由ヲ妨ケザルコト
 一 従業員側ハ誠意ヲ以テ作業能率増進ノ為メ努力ヲ誓フコト
 昭和六年八月一日

新栄社々主 木下 茂
 日本労働総同盟 徳永正 親
 従業員代表 林 平四郎
 伊藤三代治
 藤沢茂久郎
 調停者

6.8.7
 第 2813 号

労務第三四七八番

昭和六年七月三十日

警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社 會 局 長 官 殿

浦田時計側製作所爭議解決ノ件

要旨
 (一) 勞務數次ノ會見ヲ為シテ之ニ妥協莫クシテ勞働者側ヨリ調停申立ヲ為ス
 (二) 調停員ノ斡旋ニ依リ二十日解決ス

標記爭議具後ノ狀況左記ノ通
 一 交渉狀況